

相 談 事 例

ID： 03-03-046

相談タイトル

退去に伴う床の張り替えについて

Q：ご相談内容

息子が東京都内のアパートに住んでいたが、大学を卒業するにあたり1月末でアパートを退去した。退去にあたり退去立会いを行ったが、床に傷が付いているので床材の全面張り替え（7.5帖）が必要と言われ、現状回復費用として70,000円支払うよう口頭で言われた。床については張替えるほどの傷ではなかった事から、支払いをしても実際に張り替えをしない気がする。張り替え工事が完了したことを確認してから支払いたいと思っているが可能か。

A：回答

立会いを行った管理会社に、床張り替え補修後の報告・確認をした上で支払いしたい旨、交渉を行ってはと思います。また、張り替え費用70,000円についても、内訳が記載された見積書の提出を依頼してみてもはと考えます。床の現状回復については、故意・過失や善管注意義務違反により発生したものであれば負担義務は生じますが、通常損耗では負担は発生せず、負担が生じた場合も全面張替えにかかる費用負担の義務が生じるか確認が必要と思います。